

退職手当返納命令書

年 月 日

様

神奈川県市町村職員退職手当組合
組合長



神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第 20 条第 1 項の規定に基づき、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合長に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から 6 か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合を被告として（被告を代表する者は神奈川県市町村職員退職手当組合長）提起することができます（なお、この命令があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に提起することができます。（なお、その裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、その裁決の日から 1 年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第 20 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

様式第 36 号(第 36 条関係) (裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第 17 条第 1 項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)